平成15年3月25日判決宣告 仙台高等裁判所平成14年(う)第142号 殺人,死体遺棄被告事件 (原審 福島地方裁判所平成14年(わ)第3号,平成14年7月19日判決宣告)

> 原判決中被告人に関する部分を破棄する。 被告人を懲役6年に処する。 原審における未決勾留日数中130日をその刑に算入する。

本件控訴の趣意は、弁護人角山正が提出した控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを

論旨は、量刑不当の主張であるが、要するに、①被告人が長男の殺害を依頼するに至った終原判決のいうように自己保身のためとはいえないこと、②共犯者のAに金を払って長男の殺害した経緯も、長男に散々悩まされていた被告人が、共犯者のAから持ちかけられて、溺れる者もつかむ心境からその話に乗ったもので、必ずしも確定的に長男を殺したいという意思を有し ものではないこと、③格別共犯者を督促して実行に及ばせたということはないこと、④長男の確認した際も、犯行の発覚を恐れて徹底してその処分を求めたということはなく、むしろ半億まま死体を見たに過ぎず、そのため憐憫の情も湧く余裕もなかったことなどを理由に、原判決理由の認定には疑問があり、被告人を懲役9年に処した原判決の量刑は重すぎる、というので

記録を調査し、当審における事実取調べの結果も併せて検討する。 本件は、当時83歳の母親が、放とうと暴力を繰り返す長男に長年にわたり悩まされ続けた額の報酬と引き替えに長男を殺害してやるとの話に乗り、1000万円近い報酬を支払って、の長男を殺害しその死体を見つからずに処分してくれるよう頼み、依頼を受けた共犯者におし その死体を山中に埋めて遺棄した、という衝撃的で悲惨な事案である。

被告人が長男殺害等を依頼するに至る原因と経緯については後に判示するが、長年にわたる 心と暴力に耐えきれずに思い余った末とはいえ、人の殺害を図るということが社会的に許されたな犯罪であることはいうまでもなく、憎しみと恐怖の対象でしかなかった長男ではあるが、は、共犯者から多額の報酬の支払いを条件に長男殺害の話を持ちかけられると、さしてちゅうることなくその話に応じ、報酬の支払いと引き替えに長男の殺害を依頼したものであり、その 長男の死亡を願って共犯者に報酬金を支払いつつ殺害の実行を促し、被告人の考えを知ったからは馬鹿なことをしないように言われたにもかかわらず、もはや殺害しかないと思い詰めて 行を待ったものであり、さらに、長男の死を確かめるために死体の確認までも要求しているの から、被告人の行いは、 その原因と経緯には酌量すべきものがあるが、狂気の沙汰としかいし

突然交通事故で死亡してからは、なおその苦労が大きくなり、ただ自分の責任でB家の先祖代地を守らなければとの思いでひたすら働き、家業の農業に従事しあるいは行商も行うなどして一つで夫と前妻との子も含め子供5人を育て上げた。しかし、長男(昭和22年2月8日生)家の跡取りということで祖父母に甘やかされて育ったせいもあって、中学校を卒業したものの農業に従事するでもなく、まともに仕事をせずに、ただ金を無心しては酒やかけ事等にふけるの日々を送り、その上、素行が悪く暴力団と関係を持ち、長期間家を出て所在も分からなくり、刑事事件を起こして刑務所に服役するといったことを、しばしば繰り返していた。被告りうした長男を前に、B家の土地を跡取りとして長男が相続することになれば、たちまち処分さ家の土地はなくなってしまうものと考え、それを防ぐため、土地の大半を次男に相続させる。昭和49年ころに長男が刑務所に服役中に、B家の土地の大部分を次男名義にした。刑務所は

した長男は、それを知って怒り、事ある毎に自分が跡取りとして財産を取得すべきであると言 荒れ、以前にも増して被告人に多額の金を無心するようになり、被告人は蓄えの中からある程 まった金を渡すなどしていた。しかし、長男は、数年前に、覚せい剤取締法違反の罪で服役し してからは、酒浸りで酒乱気味となり、頻繁に金を無心しては、拒まれると暴力を振るうよう被告人に対し頭や顔を殴ったり、足で腹、背中を蹴りつけるなどの暴行をはたらき、あるいに 被告人に対し頭や顔を殴ったり、足で腹、背中を蹴りつけるなどの暴行をはたらき、あるいに具た。まずった。など、暴力に対してなるの無心と暴力が酷くし、というで腹、で変をでした。なるの無心と暴力が酷くし、なるのため、被告人は、何度も警察を呼んだり、暴力に耐えかなりしていたが、平は、自然の内で頭部を殴られて自傷し、救しちず、などとば倒返されたとはといる。なるのではとの心を表すではなどとはといる。といる表力である。とれている。とれている。とれているのの生せがなるのではとの心ではないではないである。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでいる。これでい 被告人に対し頭や顔を殴ったり、足で腹、背中を蹴りつけるなどの暴行をはたらき、 

説得されたことから、「B家の財産を守るため、自分の身を守るためには、長男を殺してもら

ころと齟齬があり、共犯者に殺害を依頼せざるを得なかった原因と経緯は、上記のとおりであ 年にわたって長男の理不尽な要求や暴力に苦しみ、肉体的にも精神的にも疲弊して追い詰めら 況にあった被告人が、家の財産がなくなることと暴力の恐怖から免れるために、とうに我が引 ことなくもはや憎しみしかなかった長男に対して、その死を求めることについては、酌むべき が少なからずあり、頼るすべもないとの心境下で、心の透き間に入り込むような共犯者の話に 乗ってしまった事情に、しん酌すべき理由があるというべきである。そうすると、原判決は、 至る原因と経緯等についてしん酌するところが足りないといわざるを得ない。 その上、被告人は、農家の主婦及び一家の支柱として、文字通り勤働にひたすら働くまじぬ

その上、被告人は、農家の主婦及び一家の支柱として、文字通り勤勉にひたすら働くまじぬ を送ってきており、子供らを育て上げ、年齢80歳を超えるまで刑事事件とは縁がなく、 現在 に85歳という高齢に達しているのであって、これら被告人のために酌むべき事情も併せてま と、被告人を懲役9年に処した原判決の量刑は、重すぎると考えられる。論旨は理由がある。

第3 よって、刑訴法397条1項、381条により原判決を破棄し、同法400条ただし書によ 告事件について更に次のとおり判決する。 原判決が認定した各事実に原判決と同一の法令を適用し(刑種の選択、併合罪の処理を含む 処断刑期の範囲内で、上記の理由により被告人を懲役6年に処し、刑法21条を適用して原著 る未決勾留日数中130日をその刑に算入することとし、原審及び当審における訴訟費用を被 負担させないことにつき刑訴法181条1項ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第 1 刑事部

裁判長裁判官 松 浦 繁

> 裁判官 根 本 渉

裁判官春名郁子は異動のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 松 浦